

給付奨学金に関するQ&A

★「給付奨学金」とは、2020年度から支給が始まる新しい給付奨学金のことを指します。

【申込資格等】

Q1 申込資格として「高等学校等を卒業予定の人」とありますが、「高等学校等」の「等」とは何ですか。

A1 中等教育学校の後期課程、専修学校の高等課程、特別支援学校の高等部です。また、高等専門学校の3年次を修了予定の人も、「高等学校等を卒業予定の人」に含みます。なお、給付奨学金に係る記述について、高等専門学校の人は「卒業」を「3年次修了」、「進学」を「4年次に進級」等と適宜読み替えてください。

Q2 浪人生でも申し込めますか。

A2 高等学校等を卒業後2年の間に入学が認められ進学する人(申込時点で卒業後2年以内の人)であれば申し込めます。卒業した高等学校等に申し出てください。

高等専門学校の3年次修了後に大学等への編入学をする場合、3年次修了後2年以内の人と同様です。

Q3 大学院への進学を予定しています。申し込めますか。

A3 大学院は給付奨学金の対象外ですので、申込みできません。

Q4 一度大学に入学してすぐに退学しました。別の大学に再入学を予定していますが、申し込めますか。

A4 高等学校等を卒業後2年の間に入学が認められ進学する人(申込時点で卒業後2年以内の人)は申し込めます。卒業した高等学校等に申し出てください。

Q5 外国籍で在留資格が「家族滞在」です。外国籍であっても、申し込めますか。

A5 外国籍の人であっても「法定特別永住者」、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」及び永住する意思のある「定住者」であれば申し込むことができます。(それぞれ在留資格の証明が必要です)。

なお、これ以外の在留資格(「家族滞在」等)の人は申し込むことはできません。

Q6 高等専門学校の学生ですが、対象になりますか。

A6 高等専門学校の3年次の方は申し込めます。また、3年次修了後に大学等への編入学をする場合も、3年次修了後2年の間に入学を認められ編入学する人

(申込時点で3年次終了後2年以内の人)は申し込めます。

Q7 今年、高等学校卒業程度認定試験に合格する見込みです。申込みできますか。

A7 高等学校卒業程度認定試験の合格(見込)者については、当該試験を受けることができる者となった年度から5年を経過しない間に認定試験の合格者となり、その翌年度の4月1日から2年以内に入学が認められ、進学する者であれば申し込めます(5年を経過した後であっても、認定試験を引き続き受け続けている人については、大学等における修学意欲を有する人として申込みが認められる場合があります。)。申込方法等の詳細については、決定次第(6月上旬を予定)、[こちらのページ](#)でお知らせいたします。

Q8 進学を希望している大学等が給付奨学金の対象校として認められた大学等(国等により確認を受けた大学。以下「確認大学等」という。)となるかどうか分かりません。申込みできますか。

A8 予定している進学先に関係なく申込みはできます。ただし、奨学金の対象でない大学等に進学した場合は、給付奨学金を受けることができません。

Q9 貸与奨学金(第一種奨学金・第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金)と一緒に申し込むことはできますか。

A9 貸与奨学金と一緒に申し込めます。

ただし、第一種奨学金と給付奨学金と一緒に受ける場合、第一種奨学金の貸与月額が制限されますのでご注意ください。⇒ [第一種奨学金貸与月額](#)

【申込手続き等】

Q10 申込みは、いつ、どのようにして行うのですか。

A10 2020年度の進学を予定している者については、在学している高等学校等を通じて、6月中旬以降申し込みを受け付けることとしています。具体的なスケジュールは学校により異なりますので、在学している学校にお尋ねください。

Q11 申込手続きには、何が必要ですか。

A11 申込者本人と生計維持者(原則父母)のマイナンバー関係の書類が必要になります。

「マイナンバーカード」又は「通知カード」があることを確認しておいてください。

※ 海外居住のためマイナンバーの交付を受けていない、または、障害のため署名できない等の事情によりマイナンバー関係の書類が提出できない場合は、それに代わる書類の提出が必要です。

※ その他、証明書類が必要となる場合がありますが、詳しくは、6月以降に高等学校等を通じて受け取ることができる申込関係書類で確認してください。

Q12 高等学校卒業程度認定試験の合格（予定）者で、来年度に大学等に進学する予定です。どのように申し込めばいいのですか。

A12 6月下旬以降、申込関係書類を機構に直接請求してください。申込関係書類に記載の案内に従って、インターネットで申し込むこととなります（書類の提出も必要です）。

Q13 申し込んだ後、給付奨学金を受けられるかどうか（審査結果）がわかるのはいつ頃ですか。

A13 申し込む時期にもよりますが、提出いただく書類等に不備がなければ、来年度進学予定者については、年内に審査結果をお届けできる予定です。

Q14 学業成績や家計の経済状況に関する基準を満たしていれば必ず給付奨学生に採用されますか。

A14 来年度進学予定者の場合、提出書類等の手続きに不備がなく、家計や学業その他の要件を全て満たしていることが確認できれば、給付奨学生の採用候補者となります。給付奨学生採用候補者となった人は、確認大学等に進学して所定の手続きをとることにより給付奨学生として採用されます。

Q15 高等学校等において、学習成績が5段階評価となっていない場合の学力基準はどうなりますか。

A15 5段階評価に換算できる場合は換算するなどしたうえで、5段階評価の3.5に準ずる学習成績であるかどうかを確認します。

Q16 学習成績が3.5未満の場合、高等学校等が面談等により学修意欲等を確認するとありますが、学修意欲の有無はどのような基準で判定されるのですか。

A16 学修意欲等は、面談やレポートにより高等学校等が確認することになりますが、高等学校等は[文部科学省で作成した手引き](#)に記載の観点や方法により確認することになります。

Q17 収入の上限額の目安として、世帯人員別の金額がありますが、この額よりも収入・所得が低ければ必ず給付奨学生に採用されますか。

A17 目安の金額は、あくまで世帯人員ごとのモデルケースの試算結果です。

個別の計算結果は、世帯構成や各種保険料の支払い状況等により試算結果とは異なりますので、目安の金額を上回っていても採用される場合や下回っていても採用されない場合があります。

より具体的に確認する場合は、[「進学資金シミュレーター」](#)をご利用ください。

Q18 収入の上限額の目安に近い収入なのですが、もっと正確に知るためにはどうすればいいですか。

A18 個別の状況に応じた判定ができる「[進学資金シミュレーター](#)」をご利用ください。

ただし、このシミュレーターによる判定もあくまで試算結果であるため、機構がマイナンバーを利用して取得した情報により計算した結果とは一致しない場合がありますので、ご了承ください。

Q19 収入基準の判定に使われる「課税標準額」、「調整控除の額」、「税額調整額」の金額は、何を見ればわかるのですか。課税証明書に記載されていますか。

A19 市町村役場で発行する課税証明書に記載されている場合もありますが、必ず記載されているものではありません。なお、給付奨学金の対象となるかどうかは、「[進学資金シミュレーター](#)」によりおおよその確認ができますので、ご利用ください。

Q20 「給付奨学金シミュレーション」には、「生徒・学生向け」と「保護者向け」がありますが、どう違うのですか。

A20 「生徒・学生向け」は、どのような世帯が給付奨学金の対象になるのか知ることができるもので、比較的簡易な情報を入力することによって、世帯の年収がどのくらいであれば、どのくらいの額の支給が受けられるかが示されます。

「保護者向け」は、自身の世帯が給付奨学金の対象になりそうかどうか、詳細な情報をもとに確認できるもので、比較的詳細な情報を入力することによって、支給の可否やその条件に応じた支給月額が示されます。

Q21 「給付奨学金シミュレーション」での結果は「満額の支援」となりました。給付奨学金を申し込んだら、必ず満額の支援を受けられますか。

A21 シミュレーションの結果は、限られた情報に基づく試算の結果であるため、機構が必要な全ての情報に基づき計算した結果とは一致しない場合があります。

シミュレーションの結果は、参考としてお考えください。

Q22 住宅ローンや車のローンがある場合は、その残額を資産額から差し引いてもいいですか。

A22 ローン等の負債については、資産として取扱いません。よって、ローン残額を資産から差し引くことはできません。

Q23 預貯金通帳のコピー等、資産に関する証明書は必要ですか。

A23 資産額に関しては申告のみで、証明書類は必要ありません。ただし、給付奨学生として採用後、万一虚偽の申告が判明した場合は、支給した額を最大4割増で返金いただくことがあります。

Q24 生活保護世帯の「扶助の種類を問いません」とはどういう意味ですか。

A24 生活保護には扶助の種類として、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助などがありますが、これらのいずれを受けていても対象になるということです。

【進学後（奨学金支給期間中）】

Q25 支援区分（第Ⅰ区分～第Ⅲ区分）や支給額が決まったら、進学先の学校を卒業するまでずっと変わらないのですか。

A25 家計基準については、給付奨学金の支給を受けている間も、毎年審査（「適格認定」という。）を受けることとなります。

適格認定の結果は毎年10月分の支給から反映されますが、支援区分や支援額が変更になったり、支援の対象外（支給額が0円）となったりすることがあります。

Q26 給付奨学生に採用されたら、進学先の学校を卒業するまで、給付奨学金の支給を受けることができるのですか。

A26 奨学生に採用された後は、定期的に基準を満たしているか審査（適格認定）を受けることとなります。

学業に関する適格認定は毎年1回（年度末※）に行われます。

基準を満たさない場合は支給が止まることもあり、やむを得ない理由がなく学業成績が著しく不振の場合などは、支給した金額の返還が必要になることがあります。また、家計基準の適格認定については、前問のとおりです。

※ 高等専門学校や短期大学、修業年限が2年以下の専門学校においては年2回実施。

【既に進学している人】

Q27 現在、大学1年生です。2年生から給付奨学金を受けることはできますか。申込みはどのようにすればいいですか。

A27 既に大学等に在学している人も、令和2年度に引き続き在学する予定の人は申し込めます。今年の秋頃以降、在学している大学等を通じて案内しますので、大学等に確認してください。

Q28 現在、機構の給付奨学金を受けています。新しい給付奨学金に切り替えできますか。

A28 現在、機構の給付奨学金を受けている人も、令和2年度に引き続き在学する予定であれば、新しい給付奨学金への切り替えを申し込めます。今年の秋頃、在学している大学等を通じて案内しますので、大学等に確認してください。

ただし、無条件に切り替えができるのではなく、別途定められる家計状況や学習成績・学修意欲等の諸要件を満たすか確認した上で採否が決められます。

Q29 現在、機構の貸与奨学金を受けています。新しい給付奨学金に申し込めますか。

A29 現在、機構の貸与奨学金を受けている人も、令和2年度に引き続き在学する予定であれば申し込めます。今年の秋頃、在学している大学等を通じて案内しますので、大学等に確認してください。別途定められる家計状況や学業成績・学修意欲等の諸要件を満たすか確認した上で採否が決められます。

なお、新しい給付奨学金を受けると、貸与奨学金（第一種・無利子）の貸与を受けられる上限額が変更されます（無利子奨学金の貸与を受けられなくなる場合もあります）。貸与奨学金（第二種・有利子）については、これまで通り、貸与を受けられます（上限額の変更なし）。

【その他】

Q30 給付奨学生として採用されたら、自動的に授業料等が免除されるのですか。

A30 給付奨学生として採用された場合は、授業料等減免も受けられますが、それぞれで申込み手続きが必要です。

給付奨学生採用候補者となった人は、確認大学等への進学時、別途、授業料等減免の手続きも行ってください。なお、減免に関する手続きの詳細は、進学先の確認大学等で確認してください。

Q31 機構の給付奨学金を受けながら、機構以外が実施する奨学金等を受けることはできますか。

A31 給付奨学金は、他の奨学金制度との併用を禁止していません。

ただし、以下の国費による給付的措置を受けている人は、それを受けている間、給付奨学金の支給を受けることができません。

- ・教育訓練支援給付（雇用保険法）
- ・訓練延長給付（雇用保険法）
- ・技能習得手当及び寄宿手当（雇用保険法）
- ・職業訓練受講給付金（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律）
- ・高等職業訓練促進給付金（母子及び父子並びに寡婦福祉法）